

# ケアフルクラブ悠々園 運営規程

町田市指定第1号通所事業（通所型サービス単独型）  
川崎市指定第1号通所事業（短時間通所サービス）

## （事業の目的）

第1条 社会福祉法人悠々会が開設するケアフルクラブ悠々園（以下「事業所」という）が行う、町田市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「町田市総合事業」という）、及び川崎市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「川崎市総合事業」という）における、町田市指定第1号通所事業（通所型サービス単独型）、及び川崎市指定第1号通所事業（短時間通所サービス）（以下、「通所型サービス等」という）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき職員（以下「従事者」という）が、利用者に対し適正な通所型サービス等を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持と向上を目指す。また事業の実施にあたっては、町田市及び川崎市等関係区市町村、地域包括支援センター等、その他の保健医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

## （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称：ケアフルクラブ悠々園
- 2 所在地：東京都町田市能ヶ谷3-2-1 鶴川地域コミュニティ2階

## （営業日及び営業時間）

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月、火、木、金曜。ただし12月29日から1月3日までは休業とする。
- 2 営業時間：8時30分から17時30分

## （通所型サービス等のサービス提供時間及び利用定員）

第5条 通所型サービス等のサービス提供時間、利用者の定員は下記のとおりとする。但し毎月第5週目にあたる曜日のサービス提供は無しとする。

- 1 町田市総合事業の通所型サービス
  - 1 単位：月曜・木曜 10時05分から11時50分（定員15名）
  - 2 単位：月曜・木曜 14時05分から15時50分（定員30名）
  - 3 単位：火曜・金曜 10時05分から11時50分（定員30名）
  - 4 単位：火曜・金曜 14時05分から15時50分（定員15名）
- 2 川崎市総合事業の通所型サービス
  - 1 単位：月曜・木曜 10時05分から11時50分（定員15名）
  - 2 単位：火曜・金曜 14時05分から15時50分（定員15名）

## （従業者の職種、員数及び職務内容）

第6条 通所型サービス等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 町田市総合事業の通所型サービス
  - ア) 管理者：従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。  
常勤1名（川崎市総合事業の通所型サービス等と兼務）
  - イ) 介護員：利用者の心身の状況を把握し、通所型サービス等の業務全般にあたる。

1及び4単位目は1名以上、2及び3単位目は3名以上。  
ウ) 機能訓練指導員：日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。  
1名。

## 2 川崎市総合事業の通所型サービス

ア) 管理者：従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

常勤1名（町田市総合事業の通所型サービス等と兼務）

イ) 介護員：利用者の心身の状況を把握し、通所型サービス等の業務全般にあたる。  
1名以上。

ウ) 機能訓練指導員：日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。  
1名。

### (通常の事業の実施地域)

第7条 事業の実施地域は下記のとおりとする。

- 1 町田市総合事業の通所型サービス等の実施地域は、東京都町田市とする。
- 2 川崎市総合事業の通所型サービス等の実施地域は、神奈川県川崎市麻生区とする。

### (通所型サービス等の利用にあたっての留意事項)

第8条 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、従業者指導のもとで使用する。また体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し、利用を中止する等安全を図る。

### (通所型サービス等の提供方法と内容)

第9条 通所型サービス等の内容は、個別支援計画（以下「通所型サービス計画」という）に基づいてサービス提供を行うものとする。

- 1 機能訓練：QOL（生活の質）及び身体機能の維持向上を目標に筋力トレーニング等を実施する。
- 2 送迎：送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。
- 3 相談：利用者及び家族の日常生活における健康作りや介護等に関する相談及び助言を行う。
- 4 イベント：仲間作りや社交の場として計画的にイベント（バス旅行、食事会等）を実施する。

### (通所型サービス等の利用料等及び支払いの方法)

第10条 通所型サービス等の利用料その他の費用については下記のとおりとする。

- 1 通所型サービス等を提供した場合の利用料の額は告示上の額とし、当該通所型サービス等が法定代理受領サービスである時は、その額に各利用者の介護保険負担割合証に記された負担割合を乗じた額とする。
- 2 通所型サービス等の利用料金、また第7条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、その他の日常生活費については、「運営規程別紙料金表」に掲げる費用を徴収する。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者または家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 利用者は、事業所の定める期日に、別途契約書等で指定する方法により利用料等を納入する。

### (緊急時等における対応方法)

第11条 緊急時等における対応方法は下記のとおりとする。

- 1 通所型サービス等を実施中に利用者の病状等に急変や緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告をする。
- 2 通所型サービス等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従う。
- 3 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きは、身体拘束の内容、目的、理由、時間等を利用者本人や家族に対して説明し同意を得る。また従業者は詳細に記録をとる。

### (非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えるため消防計画を作成し、防災避難通報等の訓練を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。  
防火責任者は管理者とし、防災避難通報等の訓練は年2回実施する。

(相談・苦情対応)

第13条 相談や苦情については下記のとおり対応する。  
1 事業所は、利用者からの相談や苦情等に対する窓口を設置し、通所型サービス等に関する利用者の要望や苦情等に対し、迅速に対応する。  
2 事業所は、前項の相談や苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応)

第14条 事故発生の防止策及び事故発生時の対応は下記のとおりとする。  
1 ヒヤリハット委員会を設置し、事故を未然に防ぎ安全な運営を行う。  
2 事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、町田市及び川崎市等関係区市町村、指定介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。  
3 前項の事故状況及び事故に際しての処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。  
4 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。  
1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。  
2 虐待の防止のための指針を整備する。  
3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回実施する。  
4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての重要事項)

第16条 その他の運営についての重要事項は下記のとおりとする。  
1 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け業務体制を整備する。  
採用時研修は採用後2か月以内、継続研修は年2回以上実施する。  
2 個人情報の管理について、当法人の個人情報保護規定に基づき対応する。また業務上知り得た利用者やその家族の秘密を保持し、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。  
3 事業所は、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿その他必要な帳簿を整備する。  
4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人悠々会とケアフルクラブ悠々園の管理者との協議に基づき定める。

附則) この規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

附則) この規程は、2019（令和元）年10月11日から施行する。

附則) この規程は、2020（令和2）年8月1日から施行する。

附則) この規程は、2022（令和4）年6月1日から施行する。

附則) この規程は、2023（令和5）年9月9日から施行し、同年9月1日から適用する。